

社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方答申(案)に対する意見及びその考え方

意見募集期間: 令和3年5月 21 日(金)～6月 21 日(月)

案件番号: 145209741

意見提出者一覧

意見提出者 13 件(法人5件、個人8件)

受付	意見提出者(提出順)
1	個人 A
2	個人 B
3	個人 C
4	個人 D
5	KDDI 株式会社
6	個人 E
7	個人 F
8	東日本電信電話株式会社
9	ソフトバンク株式会社
10	個人 G
11	個人 H
12	西日本電信電話株式会社
13	楽天モバイル株式会社

・全般

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆電話の収益の減少は、提供側が時代に応じた変化の努力を怠ったためであり、このままユニバーサルサービスを名目に維持することには反対。 ○ ユニバーサルサービス料への負担をかけないため、費用削減と収益向上の努力が必要。 	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆電話の収益がここまで減少したのは提供側が時代に応じた変化の努力を怠り、サービス・機能が時代遅れとなったためだ。それをこのままユニバーサルサービスを名目に維持することには反対だ。 ○ 個人がそこそこの性能の携帯電話機を2万円程度で購入し月額千円未満でも維持できる時代に、公衆電話は電話機・設置費・維持費とも相当高額である。調達先も公社以来の電電ファミリーのままと思われ、経費削減努力が感じられない。 ○ ユニバーサルサービス料というわかりにくい名目の出費については、その金額の多寡にかかわらず一部の国民が敏感に反応している。「予算が出るなら贅沢に使う」という役所的発想での浪費があれば、何かのきっかけで大きな反発を生むだろう。NHK受信料などは、放送という規模の効果によるコストメリットが出やすい業種にもかかわらず、時代の変化に応じた料金体系の再構築をしないまま予算規模を拡大させていったことが、公共放送としての存在意義さえ否定する勢力の発生につながった。将来的にユニバーサルサービス料が同じ轍を踏み、公衆電話だけでない制度全体への否定の空気が生まれないよう費用対効果を強く意識すべきだ。 ○ めったに使われない地域に電話ボックスを設置維持する必要はなく、電話機は公道のNTT電柱への巻き付けでもよい。ソーラーシステム価格下落傾向が続くなら、公衆電話とセットで設置するようにすることで関連する電気代の削減はもとより売電により設備維持費が捻出できるかもしれない。更新する電話機を汎用計算機をベースにすれば安価な海外製品が利用でき、スポット WiFi の提供などもしやすくなる。クレジットカード番号を打ち込むことで電 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆電話については、その利用が減少し続けていますが、費用の大宗を端末費用が占めていることから、効率化を図るため、設置基準の緩和を図ることが適当と考えます。 ○ また、設置基準の緩和を図った場合であっても、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)においては、可能な限り効率化の取組を進めることが望ましいと考えます。 ○ なお、NTT 東西は、公衆電話の効率化に加えて、その活用方策について各地域とも連携して検討すべきと考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>話を使える番号を用意したり、民間サービスのように入告を聴くことで一定時間無料で電話を掛けられるサービスを提供してもよいだろう。また完全子会社に引き戻した以上、NTT ドコモが持つ有形無形のも資産も積極的に活用していくべきだ。</p> <p>○ これらは素人の思い付きで実際の現場に活用できるものがあるかもわからないが、できるだけユニバーサルサービス料への負担をかけないため、激的な費用削減と既成の概念にとられない収益向上のための努力が必要なのは確かだ。</p> <p style="text-align: right;">(個人 A)</p>		
<p>意見2</p> <p>○ 答申案に同意。</p>	考え方2	
<p>○ 地方に居住している住民にとって「社会経済環境の変化に対応した公衆電話のあり方」答申(案)は、よく検討されており概ね同意するものです。</p> <p style="text-align: right;">(個人 B)</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
<p>意見3</p> <p>○ 答申案に賛成。</p> <p>○ 第一種公衆電話の設置台数の削減を実施することについて、国民・利用者に対して積極的な周知・広報を通じて、コンセンサスを形成する必要がある。</p> <p>○ 災害時用公衆電話をユニバーサルサービスと位置付けるに当たり、交付金の算定方法の検討に際しては、可能な限り透明性を高めることが重要。</p>	考え方3	
<p>○ これまで公衆電話が果たしてきた社会的役割を踏まえつつ、災害時を含めて、より一層公衆電話を有効に活用できるようにする観点から検討が行われたことに賛同いたします。</p> <p>○ 答申(案)のとおり、第一種公衆電話については、「社会生活上の安全」及び「戸外における最低限の通信手段」のいずれの観点からも、ユニバーサルサービスとしての重要な役割を果たしていることに変わりはないと考えます。</p> <p>○ そのため、第一種公衆電話の設置基準を見直し、設置台数が減少すると、国民・利用者の利便性の低下が生じることから、実際に第一種公衆電話の設</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 御指摘のとおり、実際に第一種公衆電話を削減する際には、国民・利用者に対して、丁寧な周知・広報が図られる必要があると考えられることから、その旨が明らかになるよう追記します。</p> <p>○ また、交付金の算定方法の検討に当たっては、透明性の確保を含め、適切な手続をとることが適当と考えます。</p>	有

意見	考え方	修正の有無
<p>置台数の削減を実施するにあたっては、国民・利用者に対して積極的な周知・広報を通じて、国民・利用者のコンセンサスを形成することが重要と考えます。</p> <p>○ また、災害時用公衆電話は、災害時に避難所等において公衆電話の通話ニーズに対応する電話であり、一定の「社会生活上の安全の確保」の役割を担うと考えられることから、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして制度上位置づけることは一定の合理性があり、賛同いたします。</p> <p>○ なお、新たに災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして制度上位置づけることについて、国民・利用者に広くご理解をいただくにあたり、今後の交付金算定方法の検討に際しては、可能な限り透明性を高めることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI 株式会社)</p>		
<p>意見4</p> <p>○ 常設公衆電話は非常時のインフラとなっている。災害インフラと割り切って維持するか、少しでも日常使いを増やす策を検討すべき。</p>	考え方4	
<p>○ 常設公衆電話は、日常に使用する通信機器というよりは、非常時のインフラの一つとなっています。最低限の台数は維持しなければならないのですから、災害インフラと割り切って維持するか、少しでも日常使いを増やすように、スマホとの併用を促進する(例:スマホを公衆電話に読み取らせて公衆電話で通話すれば、スマホにポイントがたまるなど)策を検討してください。</p> <p style="text-align: right;">(個人 E)</p>	<p>○ 第一種公衆電話は、災害時等の非常時の連絡手段として利用されており、「社会生活上の安全」としての役割が期待されていると考えられることから、引き続き、ユニバーサルサービスとして位置づけることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、NTT 東西は、公衆電話の効率化に加えて、その活用方策について各地域とも連携して検討すべきと考えます。</p>	無
<p>意見5</p> <p>○ 公衆電話の利用が減少する中、公衆電話の設置基準の見直しによる効率化は必要。</p> <p>○ 災害時用公衆電話については、引き続き災害時の通信手段の確保に関する役割を全うしていく考え。</p>	考え方5	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 第一種公衆電話(市内通信・離島特例通信・緊急通報)は、「社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段」としてユニバーサルサービスに指定されてきましたが、携帯電話やアプリ通話・SNS 等によるコミュニケーションが主流となり、戸外における通信手段としての利用は大きく低下しています。</p> <p>○ このように公衆電話の利用が減少する中、第一種公衆電話の設置台数は10.9万台(NTT東西計)を維持し続けていることから、戸外におけるその他の通信手段の利用状況や、市街地と市街地以外のエリアの特性等、公衆電話の社会的役割の変化に合わせて、第一種公衆電話の設置基準の見直しによる設置の効率化が必要であると考えます。</p> <p>○ また、災害時用公衆電話は、避難所からの安否連絡等に利用されており、当社では、自治体等の施設管理者の方の同意・協力を得ながら事前設置型の配備を進めるとともに、避難場所の変更・追加等、発災後には事後設置型で迅速に対応しております。こうした取り組みを通じ、災害時の通信手段の確保に関する役割を引き続き全うしていく考えです。</p> <p style="text-align: center;">(東日本電信電話株式会社)</p> <p>○ 第一種公衆電話(市内通信・離島特例通信・緊急通報)は、「社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段」としてユニバーサルサービスに指定されてきましたが、携帯電話やアプリ通話・SNS 等によるコミュニケーションが主流となり、戸外における通信手段としての利用は大きく低下しています。</p> <p>○ このように公衆電話の利用が減少する中、第一種公衆電話の設置台数は10.9万台(NTT東西計)を維持し続けていることから、戸外におけるその他の通信手段の利用状況や、市街地と市街地以外のエリアの特性等、公衆電話の社会的役割の変化に合わせて、第一種公衆電話の設置基準の見直しによる設置の効率化が必要であると考えます。</p> <p>○ また、災害時用公衆電話は、避難所からの安否連絡等に利用されており、当社では、自治体等の施設管理者の方の同意・協力を得ながら事前設置型の配備を進めるとともに、避難場所の変更・追加等、発災後には事後設置型</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>で迅速に対応しております。こうした取り組みを通じ、災害時の通信手段の確保に関する役割を引き続き全うしていく考えです。</p> <p>(西日本電信電話株式会社)</p>		

・第2章 ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方

意見	考え方	修正の有無
第3節 第一種公衆電話の制度的位置づけについて		
意見6	考え方6	
<p>○ 公衆電話をユニバーサルサービスとして引き続き維持することについて賛同。</p> <p>○ 公衆電話は「①社会生活上の安全」「②戸外における最低限の通信手段」を担う通信手段であり、ユニバーサルサービスとして引き続き維持することが適当とする、本答申案に賛同致します。</p> <p>○ 公衆電話特有の技術特性、機能(災害時の優先接続や局給電機能、事前契約が不要等)は、現状においては、その他の通信手段によって完全に代替できるものではなく、過去の情報通信審議会の答申においても「公衆電話は、前述のとおり災害等緊急時において有効な通信手段であることが改めて確認され、今後も災害等緊急時にはこれまで以上の役割を果たすことが期待される。」(2012年3月1日 情報通信審議会「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申)とあるように、非常時における有用性も期待されているところであり、ユニバーサルサービスとしての公衆電話の維持は適当であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見7	考え方7	
<p>○ 第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスとして位置付けることが適当。</p> <p>○ 社会経済環境が大きく変化している中でも、第一種公衆電話が果たす役割は引き続き重要であることに変わりがないことから、これを維持するため引き</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>続きユニバーサルサービスとして位置付けることが適当と考えます。 (楽天モバイル株式会社)</p>		
<p>意見8 ○ 携帯電話の普及状況を含む環境変化に伴い、公衆電話のユニバーサルサービスにおける位置づけの再検討を行うに当たっては、過去の答申等に基づく現行の戸外・災害時における公衆電話の在り方等を踏まえた検討が必要。</p>	<p>考え方8</p>	
<p>○ 公衆電話のユニバーサルサービスとしての位置付けは、過去の審議会答申等を踏まえ「①社会生活上の安全」「②戸外における最低限の通信手段」を確保する観点から定められているものであり、これらの確保は単に戸外設置のみならず、公衆電話特有の技術特性や機能(災害時の優先接続や局給電機能、事前契約が不要等)によるところもあります。</p> <p>したがって、携帯電話の普及状況を含む環境変化に伴い、公衆電話のユニバーサルサービスにおける位置づけの再検討を行うにあたっては、過去の答申等に基づく現行の戸外・災害時における公衆電話の在り方等も踏まえた検討が必要です。</p> <p>については、下記のとおり下線部を追記いただきたいと考えます。</p> <p>【修正案】 「そうした中、第一種公衆電話が果たす役割は、携帯電話を補完する色合いがより強くなっていくことが予想される場所であるが、<u>一方で公衆電話特有の通信手段としての有用性も存在するため、ユニバーサルサービス制度における公衆電話の位置づけについても、今後、携帯電話の普及状況を含む環境変化や戸外・災害時における通信の在り方を見極めつつ、検討していく必要がある。</u>」</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 公衆電話については、引き続き「社会生活上の安全」としての役割が期待されていること、また、従前に比べて低下しているものの「戸外における最低限の通信手段」としての役割がなくなったとまでは言えないこと等から、現時点ではユニバーサルサービスとして位置付けることが適当と考えます。</p> <p>○ 今後、公衆電話の位置づけについて検討するに当たっては、公衆電話特有の機能や有用性だけでなく、通信利用環境全体を俯瞰しつつ総合的な検討を行う必要があり、「携帯電話の普及状況を含む環境変化」を見極めつつ検討するという原文を維持することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
第3節 災害時用公衆電話の制度的位置づけについて		
意見9 ○ 災害時用公衆電話はユニバーサルサービスとして運用していくべき。	考え方9	
○ 当社としても、災害時用公衆電話は災害発生時における重要な連絡手段としての役割が高まっているものと認識しており、今後、第一種公衆電話の設置基準の見直しによる設置の効率化と組み合わせて、国民・利用者の負担を考えながらユニバーサルサービスとして運用していく必要があると考えております。 <p style="text-align: right;">（東日本電信電話株式会社）</p> ○ 当社としても、災害時用公衆電話は災害発生時における重要な連絡手段としての役割が高まっているものと認識しており、今後、第一種公衆電話の設置基準の見直しによる設置の効率化と組み合わせて、国民・利用者の負担を考えながらユニバーサルサービスとして運用していく必要があると考えております。 <p style="text-align: right;">（西日本電信電話株式会社）</p>	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 10 ○ 常設の公衆電話を災害時のため維持させるのは疑問があり、この点から災害時用公衆電話の推進に賛成。	考え方 10	
○ 第一種・第二種の公衆電話を災害時のためとして維持させるのには疑問があり、この点から災害時用公衆電話の推進に賛成いたします。 ○ 主に路上に設置される第一種公衆電話の前に長蛇の列ができれば通行の妨げとなりますし、そもそも設置箇所について特に認識されていない場合があります。設置も1機のみであり効率が悪いなど、有用性に疑問があります。第4章において周知について記載がありますが、一般に平時必要のないものについて周知されても記憶しておけるかには疑問があり、限界があると思います。 ○ 主に施設内に設置されている第二種公衆電話は、設置箇所はわかりやす	○ 賛同の御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の有無
<p>いものの、たとえば駅に設置されているものは、終電時間帯後にも使用が継続されてしまうと当該施設従業員が時間超過で本来業務ではない慣れない対応に従事する、過重労働に繋がりがねません。</p> <p>○ その点災害用公衆電話は 24 時間の対応が前提である避難所等に設置される上に、避難所の場所はよく知られているところでありますから、上記の問題をある程度解決できる物であると思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人 G)</p>		
第4節 災害時用公衆電話の設置基準の考え方について		
<p>意見 11</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話については、現行の設置状況を踏まえた基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、定義を引き続き検討していただきたい。</p>	考え方 11	
<p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(東日本電信電話株式会社)</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話についても、災害時において果たす役割は事前設置型と同じであることから、ユニバーサルサービス制度として位置づけることとした上で、どのように定義するかについては、引き続き検討することが必要と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
第5節 補填の考え方について		
<p>意見 12</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時用公衆電話について、社会的意義も含め、広く負担いただくことに賛成。 ○ 災害時の連絡は、その特性を踏まえた検討が必要。 	考え方 12	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ユニバーサルサービスの安定的な運用のため、維持に必要となるコストについて、社会的意義も踏まえ、広くご負担いただきたいと考えます。 ○ また、災害時の連絡は平時に比べ携帯電話宛や県外等の遠方への安否連絡等も多く、そうした特性を踏まえた検討が必要であると考えます。 (東日本電信電話株式会社) ○ ユニバーサルサービスの安定的な運用のため、維持に必要となるコストについて、社会的意義も踏まえ、広くご負担いただきたいと考えます。 ○ また、災害時の連絡は平時に比べ携帯電話宛や県外等の遠方への安否連絡等も多く、そうした特性を踏まえた検討が必要であると考えます。 (西日本電信電話株式会社) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御意見にある特性については、災害時用公衆電話がユニバーサルサービスとして位置づけられ、利用状況に関するデータが蓄積されていくなかで、今後、必要に応じて見直しを行うことも検討に値すると考えます。 	無
<p>意見 13</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づける場合には接続料も含め、費用負担の在り方について検討すべき。 	考え方 13	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時用公衆電話を新たにユニバーサルサービスとして制度上位置づける場合には、国民・利用者や接続電気通信事業者等における負担を抑制する観点から、現在転嫁されている接続料も含め、費用負担の在り方について検討すべきと考えます。 (楽天モバイル株式会社) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補填額の検討に当たっては、国民・利用者や接続電気通信事業者等の関係者の理解を十分に得られるよう、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について適時適切に判断する必要があると考えます。 	無

・第4章 第一種公衆電話の設置基準について

意見	考え方	修正の有無
第2節 第一種公衆電話の設置基準等の在り方について		
<p>意見 14</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種公衆電話の設置基準の考え方について賛同する。 ○ 設置基準については、地域の実情に沿って柔軟にすることが必要であり、国民の安心、安全の確保も必要となる。 	<p>考え方 14</p>	
<p>1本答申案に賛同する。</p> <p>【意見対象箇所】 P21～25. 第4章第一種公衆電話設置基準について: 第2節 第一種公衆電話設置基準の在り方について。</p> <p>2. 公衆電話が災害発生時に国民のユニバーサル通信手段として果たしてきた社会生活上の安全維持の役割は大きく、携帯電話等(PHSを含む)の通信手段が普及した今日でもその役割には変わりはないのである。社会情勢の変化により第一種公衆電話の設置基準を緩和して設置台数を減少することは専門家の意見にもある通り妥当であると思う。</p> <p>3. 携帯電話等の普及率は全国的にみて一様ではないので、公衆電話の減少は全国一律でなく実質的公平の見地で携帯電話等の普及率、災害リスクの高低及び人口密度を度総合して設定することを提案する。ただし、携帯電話等の保有者が多ければ公衆電話の利用者が少ないと想定されるが、必ずしもそうだと言わないため相互の相関関係を見極めた上でメッシュ基準を設定することにする。</p> <p>携帯電話等の普及率は、公衆電話設置台数のマイナス要因として、災害リスクと人口密度はプラス要因となるものであるが、携帯電話等の普及率は二つのマイナス要因をカバーする性質があるので留意する。公衆電話の設置は、社会生活上の安全確保のために公平に実施することが必要であり、一律でなく地域の実情に沿って柔軟にすることが必要だと思う。公衆電話を災害に対する投資として「費用対効果」の経済的観点もある程度考慮することが必要であることは勿論であるが、国民の安心、安全が第一である。</p> <p>4. 自然災害が頻発している時代に携帯電話等が普及した現在においても、大規模災害時に強い通信手段の公衆電話を確保することは、国民の生命、財産</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及び NTT 東西において、具体的な設置の考え方について整理することが適当と考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>等を守るために重要である。公衆電話の設置場所については駅、バスターミナル、コンビニエンスストア等人の集まる場所や目につきやすい場所が良いと思う。自治体が発行するハザードマップなどの中に公衆電話の所在場所の表示をすることも周知に効果があると思う。</p> <p>(個人D)</p>		
<p>意見 15</p> <p>○ 第一種公衆電話の設置基準の考え方について賛同する。</p>	<p>考え方 15</p>	
<p>○ 公衆電話の社会的役割の変化に合わせ、利用実態等を踏まえて設置基準を見直すことに賛同します。</p> <p>(東日本電信電話株式会社)</p> <p>○ 公衆電話の社会的役割の変化に合わせ、利用実態等を踏まえて設置基準を見直すことに賛同します。</p> <p>(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 16</p> <p>○ 公衆電話の設置基準を1/4に緩和するのは急すぎないか。削減するにしても段階的に様子を見ながら進める必要がある。</p>	<p>考え方 16</p>	
<p>○ 公衆電話の設置基準を緩和し、数を4分の1にするのは急すぎるのではないのでしょうか。郊外で2km四方に1台となると携帯を持たない子どもや高齢者、障がいを持った人が街中で連絡が取りづらくなることかが考えられる為、削減するにしても段階的に様子を見ながら進めていく必要があると思います。防犯の観点からも見つけやすく、直ぐに駆け込める場所に設置してあった方が良いでしょう。</p> <p>○ また、公衆電話の設置基準はメッシュで考えるより、各地域の人口、公衆電話の利用率をみて、減らすエリアと残すエリアを考える方が妥当なのではないかと思います。</p> <p>○ 公衆電話の数を削減するのであれば、学校内で被災した場合に備え、小・中学生の携帯電話の学校への持ち込みについて検討する必要があると思</p>	<p>○ 第一種公衆電話については、撤去に一定の期間を要することが考えられ、国民・利用者に対して丁寧な周知・広報が図られる必要があると考えます。このため、考え方3のとおり、この点を追記します。</p> <p>○ メッシュ基準を緩和した場合においても、それに伴う利用者の利便性の低下をできるだけ軽減するための工夫を講じることが求められると考えます。</p> <p>○ なお、本答申案においては、第一種公衆電話の設置基準を緩和する一方で、御意見のように</p>	<p>有</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ます。</p> <p>(個人 F)</p>	<p>災害時における通信手段の確保のため、災害時 用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置 づけることもあわせて提言しています。</p>	
<p>意見 17</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置基準の在り方を検討し効率化することは賛成。 ○ 総務省告示のメッシュカバー率などの算定根拠を明確にして公平性を担保しつつ効率化を検討してはどうか。 ○ メッシュ基準も2kmまで延長するのではなく、等しく1km四方とし、市街地は2台以上、月1000円未満は廃止とする基準はどうか。 ○ 第一種公衆電話の定義である社会生活上の安全及び最低限の通信手段を確保するという観点に変更しない。 	<p>考え方 17</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申(案)P22 設置基準の在り方を検討し効率化することは賛成。答申(案)P21 総務告示の都道府県ごとに定められたメッシュカバー率については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(R2.1.1 現在)」に照らすと、世帯数等が近い県であっても、メッシュカバー率が全く異なる。算定根拠を明確にし、公平性を担保し、率を下げることで効率化を検討してはどうか。 ○ 答申(案)P23 設置基準について「メッシュ基準について緩和を図る場合、同様に徒歩可能圏域を念頭に置いた他の基準の例を踏まえれば、…2Kmまで延長することは、許容される…」とあるが、「都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省都市局都市計画課 H26.8)では、一般的な徒歩圏は半径800m、高齢者徒歩圏は半径500mを採用。高齢者が多い地域で2kmに延長することは許容されないと考える。市街地もそれ以外の地域の基準も等しく1km四方とし、市街地は2台以上も可とし、月1,000円未満は廃止、それ以外の地域は1台としてはどうか。平成29年版情報通信白書では、郵便ポストは18万本あり、郵便業務管理規程の郵便ポスト設置基準では、主として、郵便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所…とある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ メッシュ基準の考え方を維持しつつ、第一種公衆電話の効率化を図る観点からその緩和を図る一方で、それに伴う利用者の利便性の低下をできるだけ軽減するための工夫を講じることが求められると考えます。 ○ このため、より必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及びNTT東西において具体的な設置の考え方について整理すべきと考えます。 ○ また、第一種公衆電話は「社会生活上の安全」及び「戸外における最低限の通信手段」を確保する観点から、引き続きユニバーサルサービスとして位置づけることが適当と考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 答申(案)P24 後段「第一種公衆電話を、国民・利用者にとって外出時における最低限の通信需要を満たすものであると捉えた場合、必ずしも、公衆電話の設置場所そのものが戸外である必要はなく、郵便ポストのように…重点的に設置することを重視し設置場所が戸外か屋内かで第一種公衆電話か否かを区別するという運用を見直すことは適当である」とあるが、屋内は、営業時間外は利用不可、病院、学校幼稚園、福祉施設は、部外者の立ち入り不可。メッシュ内の第一種を第二種にして利用が少なければ廃止され 24 時間利用できる公衆電話は消滅。</p> <p>(参考)過去、総務省管区行政評価局や会計検査院から、「24 時間利用可能な場所に設置されていない第 1 種公衆電話については、…24 時間利用可能な場所に移設する…不特定多数の者が戸外における通信手段として有効に利用できるようにすること」等の指摘を受けていること、答申(案)P12 でも「未だに戸外における最低限の通信手段としての役割がなくなったとまでは言えない状況にある」ことを考慮し、電気通信事業法施行規則第 14 条 2「第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点)」は変更しない。</p> <p>(個人 H)</p>		
<p>意見 18</p> <p>○ 公衆電話は、今後も公共性が高い施設に対して設置を義務づける方針がよいと考える。</p>	<p>考え方 18</p>	
<p>○ 公衆電話の設置基準について、現在の NTT 東西の収支の現状を見れば現在の設置基準では設置台数の維持は難しいところではあるのですが、一方で災害時や携帯電話の契約をしていない人、携帯電話が突如使えなくなった人等に対する公衆電話の存在は必要と思うので、行政施設や学校、大型商業施設、鉄道駅などの公共性が高い施設に対しては設置を今後も義務づける方針が良いと考えます。</p> <p>(個人 C)</p>	<p>○ 第一種公衆電話については、より必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及び NTT 東西において具体的な設置の考え方について整理すべきと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 19</p>	<p>考え方 19</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 必ずしも24時間アクセスでなくても、一日の大半が使えるような公衆電話は第一種公衆電話としてよいのではないか。</p>		
<p>○ また、p22 記載の各委員意見に概ね賛同したうえで意見があります。公共性の高い場所において 1 日の大半で使えるような公衆電話は、必ずしも 24 時間アクセスでなくても、第一種として考えるのを認めて良いかと思えます。</p> <p>○ 個々の地域に関してはその地域の事情がありますから検討については専門の方にお任せさせていただきとして、例示すれば、都内 23 区にある駅に設置された公衆電話は、終初電の時間を考えると 0 時過ぎから 4 時過ぎ程度まで使えないこととなりますが、その公衆電話は真に最低限の通信手段を提供するに適さないものなのではないでしょうか。一般にこの時間に電話をかけるのは憚られるものであると思います。(携帯電話宛ならともかく、ユニバーサルサービスとなる宛先が市内通話となるものならなおさらです。)</p> <p>○ 一方で、公道であってもあまり人が通らないような場所に設置された公衆電話は最低限の通信手段として適切でしょうか。メッシュ方式に拘らず、「公衆電話を使いたい人はこうするだろう(駅に向かう、大通りに出る、など)」という想定をして、その点を考慮して基準を策定することで、設置数が多くても採算性改善につながるようにすれば設置数減少に憂慮する向きにも配慮できるかと思えます。</p> <p style="text-align: right;">(個人 G)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 第一種公衆電話については、メッシュ基準を緩和して効率化を図りつつも、より必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及び NTT 東西において具体的な設置の考え方について整理すべきと考えます。</p> <p>○ なお、公衆電話の設置場所そのものが必ずしも戸外である必要はなく、容易に出入りすることができる場所に設置することを重視することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見 20</p> <p>○ 公衆電話サービス全体を維持するための費用については可能な限り抑制を図ることが重要。</p> <p>○ 第一種公衆電話の設置基準緩和に当たっては、第二種公衆電話や災害時用公衆電話の設置状況も鑑み、利用者利便低下の抑制も考慮すべき。</p>	考え方 20	
<p>○ 災害時用公衆電話を新たにユニバーサルサービスとして制度上位置づけ、交付金制度の対象とした場合においても、公衆電話サービス全体を維持するための費用については、可能な限り抑制を図ることが重要と考えます。またその観点から、第一種公衆電話の設置基準を緩和していくことについては、</p>	<p>○ 災害時用公衆電話については、交付金全体の規模を抑制する観点から、第一種公衆電話の効率化の状況を見極めながら、具体的な補填の範囲や導入時期について適時適切に判断する必要</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>単なる第一種公衆電話の撤去のみならず、第二種公衆電話や災害時用公衆電話の設置状況も鑑み、第一種公衆電話の位置づけの見直し等による利用者利便低下の抑制も考慮のうえ、検討するべきと考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>があると考えます。</p> <p>○ 第一種公衆電話の設置基準を緩和して効率化を図りつつも、より必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及び NTT 東西において具体的な設置の考え方について整理すべきと考えます。</p>	

・第5章 第一種公衆電話の補填について

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 21</p> <p>○ 公衆電話の社会的意義も踏まえ、ユニバーサルサービス料で撤去費用の負担も必要</p>	<p>考え方 21</p>	
<p>○ 公衆電話の円滑な提供を持続的に維持するためには、効率的な設置への見直しが必要であり、そのために必要となる撤去費用等について、社会的な意義も踏まえ、広くご負担いただきたいと考えております。</p> <p>(東日本電信電話株式会社)</p> <p>○ 公衆電話の円滑な提供を持続的に維持するためには、効率的な設置への見直しが必要であり、そのために必要となる撤去費用等について、社会的な意義も踏まえ、広くご負担いただきたいと考えております。</p> <p>(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 22</p> <p>○ 第一種公衆電話の費用負担の在り方については十分な検討が必要。</p>	<p>考え方 22</p>	
<p>○ 災害時用公衆電話のユニバーサルサービス対象追加に伴う第一種公衆電話の効率化に必要とする撤去費用も含めて、費用負担の在り方については十分な検討が必要と考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>	<p>○ 第一種公衆電話に係る費用については、設置基準を緩和して、全体として効率化を図ることとした上で、公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要な撤去費用を含む)については、交付金の対象とすること</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	が適切と考えます。	